

佐賀県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年九月十八日から平成二十一年十月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字カツ子ヲ乙四九八 九番一地从から 伊万里市大坪町字糸屋敷乙三八四五 番二地先まで	平成二一・九・二二